

第21回

大阪市北区(旧大淀区) 旧長柄橋の弾痕と慰霊の観音像



地下鉄御筋線・谷町線の天神橋筋4丁目駅を降り、天神橋筋を北に進むと淀川にかかる長柄橋が見えてくる。「ながらこぼし」と書かれた欄干の横、堤防の脇に観音像があり、その横に「旧長柄橋弾痕」と書かれた銘板がはめ込まれたコンクリートの塊がおかれている(北区天神橋8丁目・長柄橋南詰)。これは、今の長柄橋に架け代わる前の「旧長柄橋」の橋脚の一部である。

よく見ると、前の部分に大きくえぐられて削れた弾痕をはっきりと見ることが出来る。

1944年(昭和19年)から1945年(昭和20年)にかけて、大阪には大きな空襲が8回もあった。

死者・行方不明者1万4千人あまり、被災者122万人に及ぶ大きな被害を受け、そのために大阪市の人口は244万人から111万人にも減少してしまっただけではない。



1945年(昭和20年)6月7日には天神橋周辺に大空襲があり、猛火に追われた多くの住民は、長柄橋下の河川敷に避難した。そこへB29が1トン爆弾を落とし、さらに機銃掃射を加えたことから、400人近くの貴重な命が奪われた。

そのときの機銃掃射によりできた弾痕は、長柄橋の橋脚になまなましく残り、その凄まじさを長く伝えていた。

旧長柄橋は、1982年(昭和57年)に新しい長柄橋の完成とともに撤去されることになった。そこで悲惨な戦争の「生き証人」を残そうと、弾痕のある橋脚の保存活動を行ったが、「河川管理の上で問題がある」という理由で、ついに取り壊されてしまった。

現在は、橋の南詰めに建てられた慰霊の観音像の横に弾痕の残る橋脚の一部が設置され、毎年、6月7日に慰霊祭が行われている(写真左)。

また、長柄橋南西にある、大阪市立豊崎中学校(本庄東3)の校庭にも市民の運動によって保存された旧長柄橋の橋脚の一部と、レンガで作られた中ぜきの一部が保存されており、悲しい歴史を学ぶ資料として1年生の授業に活用されている(写真上)。

このように、大阪には悲惨な戦争の事実を伝える遺跡が数多く残されている。

これら戦争遺跡は、私たちの過去にあった悲惨な体験を思い起こさせてくれるだけでなく、二度とこの悲惨な体験を起こさないように静かに見守っているようにも思われてならない。しかし、世界に目を向けてみれば、残念なことに今も戦争によって多くの命が奪われている。私たちは、この悲惨な体験を風化させることなく、後世に伝えていくことができるだろうか。



2009.3
No.25

反貧困全国キャラバン2008(3ページ「特集」)

大切にしていきたいこと

堺市 中学三年生(当時) 潘 敬 淑

日本に来て二十三年になりました。日本に来たころは右も左も分かりません。もちろん言葉も分かりません。つらかった。人の付き合いが出来ません。外に出ることが出来ませんでした。テレビだけが友だちでした。子どもが、必死で育て少しづきあいが広がりました。子どもが大きくなり、殿中に入りました。毎日 学校に来るのはしんどいけど楽しみです。

私の障害

大阪市 小学六年生(当時) 岩 見 はるか

私の障害は耳。生まれた時かららしい。右の耳は二才で気が付いて。左の耳は三才で気が付いたらしい。神様はどうして私を選んだの？お母さんとお父さんは「はるかなら大丈夫。神様がこの子は強い」と思ったからだよ。と言ってくれる。私はその言葉を信じている。もしそれがうそでも、がんばっていきなさい。だつて障害を持つている私を家族としてあたたかく見守ってくれているから。ほちようきを付けて外に出るのはいや。普通の子が私の耳をシロシロ見るから。とつてもいやなかんじがする。やっぱ、家族の話でも分からない事が多い。でも自信を持って生きていきたい。それが私の夢だから。

もくじ

特集

2 格差社会を考える

中野麻美さん(派遣労働ネットワーク代表・弁護士) / 湯浅誠さん(反貧困ネットワーク・自立生活サポートセンターもやい事務局長)

4 人権随想 イス取りゲームの参加者に連帯はあるか?

西田芳正さん(大阪府立大学 人間社会学部)

6 このひと

あらゆる差別が集中する釜ヶ崎で宗教の枠を超えて労働者支援に取り組む 本田哲郎さん(フランススコ会カトリック司祭 釜ヶ崎失業者連絡会共同代表)

7 NPO・草の根活動 八尾市手話サークルどんぐり 字幕サークル「Gまあく」(大阪市)

8 人権相談の現場から 債務に関する人権相談

9 2008年度(平成20年度)大阪府草の根人権活動表彰式受賞者が決定しました 第27回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式が開催されました

10 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議17講座 人権啓発ビデオ「一人ひとりの世界人権宣言」のご案内

11 人権学習シリーズ入門ガイド「初めてのファシリテーター」お知らせ

12 まちを歩く【第21回】 旧長柄橋の弾痕と慰霊の観音像(大阪市)

人権啓発詩 「大切にしていきたいこと」「私の障害」

2009年(平成21年)3月発行

この情報誌は10,000部作成し、1部あたりの単価は00円です。

発行/大阪府人権室

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6944-6189 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

編集/財団法人大阪府人権協会

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



格差社会を考える

昨年 하반기に景気が急激に落ち込んだことから、派遣労働の不安定な雇用が社会問題化しました。マスコミなどにも大きく取り上げられるようになり、不安定な雇用から生じる「格差社会」の問題から「貧困」の問題へと一気に加速してしまいました。

雇用の問題を始め、社会が抱えるさまざまな不平等な現実にスポットをあて、困難な状況にある人を支え、改善しようとする取り組みについて考えます。

格差は差別の表れ。すべての人が平等に利益を受けられる政策を

社会の貧困化は80年代から始まっていた

貧困化の流れは、実は1980年代半ばから始まっています。1986年に男女雇用機会均等法と労働者派遣法が制定されました。派遣法によって職業安定法44条で定められている直接雇用の原則の一端が崩されるようになり、女性が男性並みに働けるようになり、労働基準法のなかでも最も労働者の人権に関わる労働時間の規制が緩和されます。バブル経済の波にも乗り、女性の登用が進んだように見えました。しかし、賃金の男女格差はほとんど縮まっていません。正規雇用の場合で、男性を100とすれば女性は約65（2006年）、非正規雇用労働者を含めれば100対50.1です。こうした格差は、女性のなかで早くから進んできた非正規雇用化が大きな原因です。ところが女性の場合、失業しても「家庭」という雇用の吸収場所がありました。そのためバブルが弾けて多くの女性が解雇されても社会問題、労働問題としてとらえられることはありませんでした。

格差を前に労働者同士が競争を強いられている

1995年を境に、今度は若者たちの間に非正規雇用という形態が一気に広がります。若い男性の4割、女性となると5割は正社員で働けないという状況になって初めて非正規雇用問題が社会に浮上しました。今では1千万人をはるかに超える人たちが非正規雇用で働いていると

いわれています。

非正規雇用には「低賃金」、「不安定」、そして労働関係のなかに派遣元と派遣先との商取引を含む「間接雇用」という、3つの要素があります。特に間接雇用は労働法による規制を受けないだけでなく、商取引という部分において競争が積極的に促進されます。そのため、「労働の買い叩き」が際限なく繰り広げられることとなります。

こうした非正規雇用が拡大する背景には、格差があります。「これだけの低賃金で働く労働力があるんだから正社員はいらない」と、労働者同士が格差を前に競争させられているわけです。

格差を差別の問題としてとらえることが必要

格差を解消するには、発想と政策の根本的な転換が必要です。ヨーロッパでは、非正規雇用の不利益を「性別による格差を反映した差別の問題」としてとらえ、あらゆる差別の禁止と、あらゆる形態で働く人たちが平等に利益を得られる均等待遇政策に取り組んできました。これは国や文化の違いを超えた普遍的なものを含んでいると思います。彼らが積み上げてきた努力の上にたち、日本が差別撤廃と均等待遇をどう定着させていくかが問われています。また、社会的なセーフティネットの整備も欠かせません。これまで正規雇用中心に組み立てられていた仕事と生活をつなぐ制度を、働く人すべてが利益を得られるようなシステムに変えていくことが求められます。住宅はこれまで個人の財産と考えられてきましたが、解雇されれば即、住む家を失う非正規雇用の増大を考えれば、社会資本として整備していく必要があります。社会資本の整備には雇用を増やす作用もあります。

雇用の問題がこれだけ注目されているのは大きなチャンスです。働く人の人権を守り、支えるNGOやNPOの活動、労働組合の組織力を高めるなど、私たち一人ひとりもそれぞれの立場でできることに取り組んでいきたいものです。

貧困対策は、緊急対応ではなく構造的な方向転換を

好景気の影で貧困は広がり続けていた

2008年秋から急速に進んだ不況により、貧困がにわかにはクローズアップされ始めました。けれども貧困は2002年から2007年までの戦後最長の好景気の間にも広がり続けていました。好景気の影で、派遣労働の合法化や労働時間規制の緩和・撤廃などで「労働」を壊し、セーフティネットの穴を広げ続けた結果、不況になった今になってあらゆる問題が露呈してきたといえます。ひとたび不況になれば即座に多くの人の生存が脅かされるというのが今の私たちの社会の現状です。

2008年から2009年にかけての年末年始には、東京・日比谷公園に「派遣切り」で失業した人たちに食事と寝場所を提供する「派遣村」をつくりました。社会の反響は大きく、厚生労働省も講堂を提供しました。しかし、これらはあくまで緊急対応です。緊急対応が終わった後、まったく元に戻るか、それともこれをきっかけに社会全体で構造的な方向転換を図るか。今、私たちは大きな岐路に立っていると言えます。

セーフティネットを「お荷物」から必要経費へ

私たちの社会はこれまで生活保護や児童扶養手当、失業保険といった社会保障、セーフティネットを「お荷物」のようにとらえてきました。「がんばって働いている自分がなんでダメなやつのためにお金を出さないといけないのか」というわけです。けれど、非正規雇用の増加によって働いても生活できない世帯が増えています。簡単に解雇され、しかも失業保険に加入してもらえなかったために失業給付がもらえない。一日単位の雇用で働く人は毎日、失業の不安にさらされています。国民健康保険料が払えず、医療を受けられない人も増えています。誰も望んでこうした状況を選んだのではありません。何より保険に加入しない人が増えることで財源が縮小し、保険制度そのものが成り立たなくなる怖れがあります。セーフティネットがあって初めて世の中がうまく回る。そういう意味で「お荷物」から必要経費へと、意識もシステムも転換する必要があります。

効率最優先の世の中を見直す視点が必要

同時に、人と人がつながっていくことが大切です。貧困と貧乏とは違います。貧困には、人間関係、精神的な面が含まれます。家族や友人、地域、職場など安心していられる場所や信頼できる人間関係を失った時、人は自分で自分を「ダメな人間だ」と否定します。そうならないために、どんな困難な状況にあっても変な目で見られない、安心して自分のことを語る「場」が必要なのです。

貧困問題にかつてないほど関心が高まってきたのはいいことだと思います。この関心の高まりをきちんと政策や制度という形にできるかどうか。運動団体へのカンパやボランティア参加など、個人でできる取り組みもいろいろあります。

私自身としては、ちょっと挑発的な言い方になりますが「無駄をつくろう」と呼びかけたいですね。「あれも無駄だ、これもいらない」と合理性や効率を最優先して無駄を削り続けた結果、「自己責任論」がはびこるギスギスした世の中になってしまいました。家庭も学校も職場も同じです。必要な無駄と不必要な無駄を区別し、何事も効率が大事という強迫観念を取り去ることも貧困の解決に必要な視点だと思います。



なかの まみ
中野 麻美さん
派遣労働ネットワーク代表・弁護士



ゆ あさ まこと
湯浅 誠さん
反貧困ネットワーク事務局長
自立生活サポートセンターもやい事務局長

「格差社会」の問題は、今に始まったことではありません。この問題を自己責任にしてしまうのではなく、社会全体の問題として捉える必要があります。そして、社会のあり方を考えることはもちろん、私たち個人でも、人とのつながりによって救えることもたくさんあることを感じました。

「イス取りゲームの参加者に連帯はあるか？」



にしだ よしまさ
西田 芳正さん
(大阪府立大学
人間社会学部准教授)

1. 「フリーターにすらなれない」事態の到来

2008年の後半から世界同時不況が急速に深刻化し、企業収益の大幅な悪化、消費の低迷などのニュースが連日のように報道されている。雇用の縮小も進み、「派遣切り」などの言葉で多数の非正規雇用労働者が職を失い住む場所からも追い出されてしまう。極寒の年末年始に路上に放り出された人々の姿を映したニュース報道が記憶に新しい。

この危機的状況は、この10年程の間に進んできた事態が経済危機を契機として一気に顕在化したものである。国境を超えた企業活動の活発化と多品種集中生産という経済システムの変化、サービス産業の拡大は正社員という安定した働き口を縮小させ非正規雇用への代替が急速に進められた。それを後押しした新自由主義的な政治の動きを象徴する言葉が「規制緩和」である。「格差拡大」、「ワーキングプア」という言葉が関心を集め、住居の確保さえおぼつかない「ネットカフェ難民」の存在が報道された時期に引き続いて、冒頭の事態が到来したのである。

「企業の自由な経済活動により、全体が豊かになる」というメッセージに主導され、生活を支える施策が何ら打ち出されないままに「雇用の柔軟化」が進められたことを思えば、「調整弁」としての非正規雇用労働者がクビを切られ路頭に迷う今日の事態は十分予想できたことと言えるかもしれない。

数年前から若者の雇用問題が注目を集めていたが、「フリーター」、そして「ニート」という言葉に引きずられて「若者の意欲」の問題にすり替えられて捉えられる傾向があった。今日の事態を前に、ようやく事の本質である構造的な問題が明らかになり、経済と政治の動きが安定した雇用、生活基盤を奪い、多くの人々が不安定な生活を強いられる状況が顕わになったと言えるだろう。

住居と当面の生活費の確保など緊急支援がようやく打ち出され始めている。長期的には雇用の安定化が不可欠であり、正規雇用の拡大、あるいは非正規雇用であっても

安定した生活が可能な水準に労働条件が引き上げられることが求められる。現段階で経済界から「ワークシェア」が提案されるということには^{きん}感を感じざるを得ないが(労働分配率を「柔軟化」以前の段階に戻したうえでなら話は別だが)、正規・非正規の労働条件を抜本的に考え直すことも必要だろう。

ことここに至って、一連の報道からは「フリーター」「ニート」という言葉は姿を消した感がある。若者の意欲の問題に原因をすり替えてしまうこれらの言葉が用いられないことは歓迎すべきだが、今後の事態の推移、あるべき支援策、改善策を考える上で、あらためて二つの言葉を取り上げてみたい。支援策が打ち出されるのも、経済の仕組みが改変されるのも、人々の意識こそがカギを握る要因であるからである。

2. 「フリーター」「ニート」への批判的意識の背景

2006年夏に若者を対象として我々が実施した意識調査で最も印象的だったのが、自由記述欄に「フリーター」や「ニート」に対する批判的な内容のコメントが100件を超えるほど寄せられたことであった。「探せば仕事はあるのに、甘えている、親に甘やかされた若者たちが働こうとしていない。フリーターやニートには支援策は不要であり、仕事や子育てでたいへんな自分たちにこそ支援が向けられるべきだ。」こうした内容が典型的なものである。

また、批判的なコメントを寄せた若者の属性を確認してみると、正社員や主婦層が多数を占めていた。「フリーターになるのは本人が無気力なせいだ」という意見への賛否をたずねる質問項目でも、同意する者の比率が同じ層で高くなっている。また、同時に実施したインタビュー調査からは、「フリーター」として長時間働いているのに「甘えているからまじめに働こうとしない」と「ニート」と一括りにして非難された経験が語られた。そうした非難とは大きく異なり、「フリーター」の多くが正社員としての就労をのぞみ、アルバイト等で長時間働いてもギリギリの生活しか

営めない低賃金にあること、「ニート」と見なされる若者の数は実際には少ないし、それぞれに事情があって働いていない者がそのうちの多くを占めることも明らかになっている。

では、「フリーター」や「ニート」に対して、その実態とは相当にズレた非難の意識が、比較的安定した立場にある若者に持たれているのはなぜだろうか。

正社員層も非常に厳しい労働環境に置かれていることが多くの調査で明らかにされている。また、主婦たちも就労の継続を断念したり子育て支援が乏しい中で厳しい現実と直面している。両者ともに将来への不安、現状への不満は大きい。そうした現実が、表面的に甘えているように見える(あるいはそのような見方を植え付けられたために)「フリーター」「ニート」の若者への敵意として現われているのだろう。さらに、非正規労働者に向けられた職場での劣等処遇、差別的な言動からは、「自分たちは頑張ってきた、勝ち残った立場であり、負け組は劣悪な環境に甘んじて当然だ」という意識が正社員層にもたれているとも解釈できる。社会全体が不安定化の度合いを強めるなかで、比較的恵まれた層に「見下し」意識が強まることを指摘する社会学者の研究もある。

3. イス取りゲームに参加する者の連帯の可能性

先の調査結果は、正社員の若者が抱く不満や不安が弱い立場の存在に対する差別的な意識として現われている可能性を示唆している。もしそうであるならば、そうした意識は自分たちを厳しい状況に追いやっている真の原因から目をそらし、現状を受け入れさせる動きをしていると言えるだろう。「排除型社会のイデオロギー」として「フリーター」や「ニート」に対する批判的な意識が存在し機能しているのではないだろうか。

また、非正規雇用で働く者に、そしてその職場からもはじき出された者たちに社会への不満、敵意が高まることは十分予想できる。安定した雇用と生活を求める側、安定した立場にしがみつくと側双方に相手を攻撃する意識が浸透する土壌ができていけると言えるだろう。非常に厳しい状況に置かれている日系ブラジル人労働者たちが、さらに劣悪な状況を強いられているアジアからの研修生・技能生に対して「自分たちの仕事を奪う」存在として非難の目を向けているという報道を目にしたこともある。

以前、「フリーター」の若者たちの置かれた状況を、イスの数があらかじめ厳しく限定された「残酷なイス取りゲーム」にたとえたことがある。今日の事態は、イスを確保し得ている側にも、イスを求め続ける側にも不満と敵意が抱かれていると表現すべきだろう。

それでは、イス取りゲームに参加する者たちの間に連帯はあり得るのだろうか。その可能性を示すことは現段階の筆者にはできない。研究者としての責務は、立場を異にするさまざまな人々がどのような状況に置かれ、いかなる意識を抱いているのか、それを丹念に把握し、その背景を明確にしていく作業である。敵の所在を見誤らせる意識状況を的確に捉えた後に、可能性のありかを示すことができるだろう。

[文献]
部落解放・人権研究所編2005『排除される若者たち』解放出版社
西田芳正2008「排除型社会のイデオロギーとしての「フリーター・ニート」イメージ」『理論と動態』(社会理論・動態研究所)創刊号
ヤング、J. 1999=2007(青木秀男他訳)『排除型社会』洛北出版

用語解説

●男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

(目的) 第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

●労働者派遣法 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)

(目的) 第1条 この法律は、職業安定法(昭和22年法律第百41号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措

置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

●職業安定法

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。



本田 哲郎さん

フランシスコ会カトリック司祭
釜ヶ崎反失業連絡会共同代表



あらゆる差別が集中する 釜ヶ崎で宗教の枠を超えて 労働者支援に取り組む

布教活動はせず、労働者とともに闘う

日雇い労働者のまち、釜ヶ崎。人々がひっきりなしに行き交う通りに、「ふるさとの家」と白く染め抜かれたのれんが風に揺れている。この古い3階建てのビルがカトリック司祭、本田哲郎さんの“活動”の場所だ。

布教活動は一切しない。労働者たちの権利を守る活動をする釜ヶ崎反失業連絡会の共同代表を務め、デモや対行政闘争にも積極的に参加する。その姿は、聖書を片手にキリストの教えを説き、争いを戒める「神父様」のイメージからはほど遠い。しかし、本田さんは、「いや、そのイメージこそがキリスト教をゆがめてきたのです」と言い切る。

野宿する人のひと言で“よい子”から解放された

クリスチャンの多い奄美大島出身。「よきクリスチャンであれ」と育てられた。「要するに、“よい子”を目指すわけです。それは裏を返せば、人の顔色をうかがうということです」。その傾向をもったまま、神父になる。若くしてフランシスコ会日本管区の管区長に任命された時は誇らしさでいっぱいだった。しかし、心の隅には常に「見てくればかりを気にしている私は、人も自分も神をも欺いているのではないか」という葛藤があった。そんな自分から解放されたいと、祈りや自己検証をくりかえしするなど試行錯誤した。「けれど子どもの頃から身についた“よい子症候群”からはなかなか自由になれませんでした」

ある時、管区長として釜ヶ崎を訪れる。駅を一步出ると、尿や腐った食べ物の臭いが漂っていた。通りのあちこちに汚れた布団や毛布が丸められており、寝ている人の長靴の先からは真っ黒な足の指がのぞいている。「そんな時にも、怖がってはならないと平静

を装う“よい子”の自分がいました」と、本田さんは振り返る。

その夜、夜回りに参加することに。野宿者に配る毛布を積んだリヤカーを引いていると、路上で寝ている人がいた。通り過ぎたい気持ちを抑え、勇気を振りおこして声をかけた。起き上がったその人は、緊張しきった本田さんを見てニッコリ笑った。そして「にいや、すまん、おおきに」と言ってくれたのである。

その人の一番の望みに取り組むのが支援

「その瞬間に緊張感から解放され、とても気持ちが平穏になったんです」。この一件を境に、不思議なほど“よい子”であることにとらわれなくなった。理由を知りたくて、東京の寄せ場・山谷で日雇い労働をした。明日の保障もない生活のなかで、まず他人を思いやる労働者の生き方に触れ、「人々に元氣と歓びを与えるのは宗教者」と信じて疑わなかった自分と、愛という言葉ですべてをひとくりにするキリスト教の傲慢に気づかされた。「誰よりも痛みや苦しみ、さびしさ、くやしさを抱えている人たちこそ、聖書がいう“復活の力”をもっている。もやもやしていたものがようやくはっきりと見えてきたのです」。

釜ヶ崎に移り住んで20年。あらゆる差別が集中する現場を見てきた。「生活支援も大事ですが、もっとも重要なのは生活支援が必要でなくなる仕組みをつくること。炊き出しの列に並ばなくとも生きていける。それが釜ヶ崎の人たちの一番の望みです。その実現のために彼らに協力し、連帯して取り組むのが私のなすべきことなのです」。宗教者としての自分に厳しいまなざしを向けながら、本田さんの闘いは続く。

NPO・草の根活動

八尾市手話サークル どんぐり

八尾市手話サークルどんぐりは、1989年(平成元年)に発足し、今年で21年目になります。

昨年6月に20周年を迎えることができました。記念式典には田中誠太八尾市長もご出席していただき、ささやかではございましたが、無事記念式典を終えることができました。手話サークルどんぐりの活動は、毎週金曜日PM6:30~8:30まで、八尾市福祉会館で、(手話を覚える、ゲームをして遊ぶ)学習会を通じて障がい者の方々と健聴者の交流を図り、手話の技術向上、手話の普及を目標に会員一同頑張っています。

現在会員は、約50名の方が登録され、各方面で活躍されています。昨年は、八尾市市制60周年記念のイベント、講演での手話通訳活動、府立高校での人権ホームルームでは、聞こえないということは、どのように大変か、聴覚障がい者の皆さんと学校で映画を観ていただいたり、教室でお話を聞いていただいたりして、障がい者に対する理解を深めていただきました。

そのような活動が認められまして、2006年度(平成18年度)大阪府草の根人権活動奨励賞、また、2007年度(平成19年度)厚生労働大臣賞を受賞しました。会員は、学習部、レクリエーション部、機関誌部のどれかの部に在籍し、一人ひとりが責任を持ち、毎週の学習係担当、ボウリング大会、バス旅行、クリスマス会などの計画、実行、毎月の機関誌の発行、ホームページの管理など、会員一人ひとりが何らかの役割を持って、会を運営しています。また、八尾市聴言部の皆さん、関西ハイキングサークルの皆さんと協力し、交流の輪を広げ活動しています。これからも会員相互の親睦を図り、サークル活動を頑張っていきたいと思っております。



字幕サークル「Gまあく」 (大阪市)

手塩にかけた大切な娘の結婚披露宴、ユーモアたっぷりの温かいスピーチに会場は笑いに包まれました。しかし耳の聞こえない母親は、精一杯の笑顔とは裏腹に、心の中は寂しさでいっぱいでした。「何を話されているか知りたい!」この切ない母の思いを知ったことが、要約筆記グループの有志が、聴覚障がい者のために、結婚式や披露宴のビデオに字幕を付ける活動を始めるきっかけになりました。

★グループの設立

1995年(平成7年)に活動がスタート、1998年(平成10年)に要約筆記のグループから、字幕サークル「Gまあく」に独立しました。

★メンバー構成

主婦が中心に30名

★活動の変遷

結婚式のビデオの字幕挿入から始めましたが、要望に添って、子どもさんの発表会などの個人的なビデオから、趣味のビデオ、プラネタリウムの字幕表示と活動を広げていきました。最近では、ビデオからDVDとニーズが変わってきて、DVDに字幕を挿入する活動に移ってきております。1998年(平成10年)頃から、映画に字幕を付けて欲しいという上映主催者の要請があり、スクリーンに字幕を投影する活動を始めました。また、聴覚障がい者の方の通信教育の教材のようなビデオや、DVD、CDなどのテープ起こしにも力を入れております。2007年(平成19年)に、映画のお好きな難聴者と「映画友の会」を立ち上げて、字幕付き上映会を開催したり、字幕付き映画の情報をFAXやメールで流す活動もしています。

★作品数

ビデオ・DVDの作品約320作品、映画などの字幕表示約28作品

★活動場所

データの作成や映像と字幕の合成などの作業は、各人自宅で行います。映像やデータはネットで会員同士やりとりしています。映画の場合は、当日、データとパソコンを上映会場に持ち込み、字幕投影に当たります。

★目指していること

聴覚障がい者の“楽しみ”に情報保障して手助けすること。

★受賞

「第30回産経市民の社会福祉賞」、2007年度(平成19年度)「大阪府草の根人権活動功労賞」地味な活動に目を向けてくださり、たいへん励みになりました。

★連絡先

tel/fax 06-6994-3079 e-mail hukuda234@yahoo.co.jp



人権相談の現場から

債務に関する人権相談

相談 相談者の前夫は、土木建築業を営んでいたが、受注工事数も減少し従業員の給与の支払いも滞り状況になった。やむを得ず、サラ金等の高利の金融会社から借入をしてその場をしのいでいたが、業績は悪化する一方であった。前夫は、相談者に保証人や名義貸しをさせ、現在、相談者には相談者名義のサラ金の返済（負債額は、約10社から400万円以上）が滞っている状況である。業者から毎日のように催促の電話があり、前夫からも3日に一度来ては「金を作って来い」と言われ脅えているという相談。

対応 まず、前夫に対し、事実関係の確認を行い、相談者に対する脅迫行為等をやめるように話をした。また、相談者の収入と生計費ならびに債務等の確認を行い、経済状況を把握して、今後の高利業者への対応は弁護士を紹介し、法的手続きを行うように助言した。なお、相談者が前夫に「二度と会いたくない」と主張していることや、これまでの前夫の行動を考えるとストーカーになりかねない不安があることから、今後も継続的に相談者との連絡を取り合っていくこととした。

～多重債務問題に関して～
多重債務の問題は、「借金問題は必ず解決できる」と考えて、一人で悩まず、まずは相談することが大切です。借金が多額になり債務整理によらなければ解決できない場合の整理方法を紹介します。

- 方法の選択は、法律専門家（弁護士、司法書士等）と相談し、相談者自身が決めます。
- ①任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。）
 - ②特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。）
 - ③個人版民事再生（裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。）
 - ④自己破産（裁判所を通じて債務の支払を免責してもらいます。）
- ※利息制限法への引き直し計算によって過払い金が生じたり、借金が大幅に減額する可能性もあります。

相談窓口

（消費者金融相談窓口）
・大阪府商工労働部金融室貸金業対策課 貸金業相談室
TEL 06-6944-6107

（配偶者等からの暴力〔DV〕問題）
・大阪府女性相談センター
TEL 06-6725-8511

・大阪弁護士会 市民法律センター
TEL 06-6364-1248（予約電話）

・大阪府立女性総合センター
TEL 06-6946-7890

・大阪司法書士会 クレジット・サラ金電話相談
TEL 06-6941-5758

・大阪府立中央子ども家庭センター
TEL 072-828-0277
（※各子ども家庭センターに相談窓口あります。）

・法テラス大阪
TEL 050-3383-5424

・大阪府警察本部
（ストーカー被害相談：ストーカー110番）
TEL 06-6937-2110
（性犯罪相談：ウーマンライン）
TEL 06-6941-0110

（2009年3月現在）

2008年度（平成20年度）大阪府草の根人権活動賞受賞者が決定しました

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、それぞれの地域で多くの方々が、人権に関する活動に取り組んでいます。

大阪府では、人権教育・啓発や人権擁護の分野において、（1）自らの意思で、（2）営利を目的とせず、（3）不特定多数の市民のために、（4）地域に根ざして、活動を行っている方々を表彰し、人権尊重社会に向けての取組みを広げていくよう「大阪府草の根人権活動賞」を設置しています。

この賞には、地域における人権教育・啓発活動や人権擁護の分野で特色のある活動を行い、今後の活動が期待される方や団体に贈られる「奨励賞」と、これら分野で永年にわたり地道な活動を続けてこられた方や団体に贈られる「功労賞」があります。



2008年度（平成20年度）の受賞者の活動内容

大阪府草の根人権活動 奨励賞

アフガニスタン難民の生活を支援する会	和泉市で、アフガニスタン難民とその家族が、安心して暮らせるよう生活全般の支援をすることを活動の趣旨とし、難民の家族の状況に応じて、住居・仕事等の相談、役所・学校・病院等との連絡調整、日本語教育・識字活動等を行っているほか、地域の人との学習会や交流キャンプ等を実施されています。
みんなでつくる学校とれぶりんか	枚方市・寝屋川市で、不登校・引きこもり・障がい児等の社会的に弱い立場の人の居場所づくり・社会参加の促進を目的として、世代間交流・テーマ（福祉・平和・環境・人権）をもとに体験学習型のフリースクールに取り組んでおられ、音楽部、演劇部、国際交流、ふれあいマップ隊、環境部などの専門部で、多彩な活動をされています。

大阪府草の根人権活動 功労賞

特定非営利活動法人 高齢者外出介助の会	大阪府内で、「日常生活に介助が必要になっても、高齢者ができる限り自分らしく自宅で暮らせたら」という思いから、一人での外出が困難な高齢者のために、通院・買い物等の外出の付き添い介助の活動を行っているほか、サロン活動、コンサート等のイベントの開催、広報誌の発行、暮らしサポーター事業等を実施されています。
特定非営利活動法人 レッド・ベレーズ	大阪府・兵庫県南部を中心に、聴覚障がい者と健聴者との交流を図り、聴覚障がい者に対する正しい理解と社会参加を進め、共に生きる社会づくりに向けた活動として、ハイキング、登山、テニス、スキー、生涯学習講座、農耕、里山、パソコン、ビデオ等のクラブ活動や交流会・手話学習会、機関紙の発行等を実施されています。
栢谷 昌子さん	泉佐野市で、「自身の体験談が、差別の解消につながるのであれば」という思いから、長年にわたり、夫とともに結婚差別を乗り越えてきた自身の苦しい体験を、地元の小中学校・PTA等を中心に、わかりやすく、楽しく伝える講演・啓発活動をされているほか、市内の人権啓発活動等にも積極的に取り組まれています。

第27回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式が開催されました

お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築くためには、一人ひとりが人権問題を自らの課題として取り組んでいくことが大切です。そのため、毎年、府内の小中学（部）生を対象に「人権啓発詩・読書感想文」を募集し、その優秀作品を表彰することを通じて人権の大切さについての啓発を進めています。

今年度は、901点（詩部門 412点、読書感想文部門 489点）の応募があり、その中から25点の入選作品が選ばれて表彰されました。当日は2008年度（平成20年度）大阪府草の根人権活動表彰式及び「こころの再生」府民運動による「子どもの豊かな心を育むリレー講座」の特別講座として「ロバの音楽座愉快なコンサート」が同時開催されました。

- 日時** 2009年2月21日（土）14:00～16:15
- 会場** 大阪府立中央図書館ライティホール
- 入選作品** 25点（詩部門 12点、読書感想文部門 13点）
- 主催** 大阪府・大阪府教育委員会・
人権啓発推進大阪協議会（愛ネット大阪）



■ 国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議プレ講座

国際化時代に対応し、人権問題に関して国際社会で活躍する人材には、その基本的な資質として大学院を修了するレベルの知識と技能が求められています。

このため、国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議では、プレ国際人権大学院大学講座（公開講座）を開催しており、2008年度は「格差社会」をテーマに実施しました。

開催日	テーマ及び内容	講師
10月9日 (木)	格差社会とジェンダー 貧困問題のかげに隠れつつある男女格差。でも、性差別は男性も含めた貧困化の大きな原因のひとつであり、性差別の解決なしに女性も含めた貧困の解決はありません。その現状と対抗の動きを報告しました。	竹信 三恵子 (朝日新聞東京本社)
10月16日 (木)	排除される若者たち 不利が不利を呼ぶかたちで困難な状況から脱することができない若者たち。社会的に不利な立場に置かれた若者を対象とした調査から、若者たちが直面する危機の広がり、社会的排除について解説しました。	西田 芳正 (大阪府立大学 人間社会学部准教授)
10月23日 (木)	現代の貧困と不平等の再生産 近年、「格差」問題のみならず、「貧困」問題が注目されつつある。生活保護受給世帯など、経済的・社会的に不利を負った階層の家族の現実と不利の「再生産」過程について考察しました。	青木 紀 (北海道大学大学院 教育学研究科教授)
10月30日 (木)	格差社会ニッポンで働くということ 現代日本を耐えがたい格差社会化とさせている決定的な要因としての労働者の雇用形態、労働そのもののありよう、労使関係の悪化と現状について、多角的な角度からわかりやすく検証しました。	熊沢 誠 (甲南大学名誉教授)
11月6日 (木)	階級社会日本 日本は今や階級格差の超大国であり、階級格差は今もなお拡大し続けている。現代日本の格差の実態をとらえるために、分析概念としての「階級」という視点から、日本社会の現状と今後について考えました。	橋本 健二 (武蔵大学 社会学部教授)

<問合せ> 国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議
TEL06-6568-6825 FAX06-6568-6821

■ 人権啓発ビデオ 「一人ひとりの世界人権宣言」のご案内

人間の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利である「人権」について、誰もが強い関心を持ち、理解・知識を深めることはとても大切なことです。

大阪人権問題映像啓発推進協議会（構成：大阪府、大阪府教育委員会、府内市町村、府内市町村教育委員会 事務局：大阪府市長会）では、2008年が、人権の歴史上、大きな節目となった「世界人権宣言」採択60周年にあたることから、「一人ひとりの世界人権宣言」という人権啓発ビデオを作成しました。「世界人権宣言」採択の経緯や人権尊重の精神などを学び、その精神が日常生活においてどのようにいかされるべきか、身近な活動事例の紹介をとおして「世界人権宣言」を知り、実感してもらい、人権についての理解と知識を深めてもらう内容となっています。

このビデオ（DVDもあります）は府人権室及び府内市町村人権担当課で貸し出しを行っていますので、ぜひご利用ください。

<問合せ> 大阪府人権室 人権教育・啓発グループ
TEL06-6944-6189 FAX06-6944-6616

■ 人権学習シリーズ入門ガイド『初めてのファシリテーター』

人権学習・人権研修を、参加体験型のプログラムで行おうとする場合が増えていています。こうした要望にお応えするために、これまで参加体験型学習の教材として、人権学習シリーズvol.1～5を作成してきました。

しかし、その学習プログラムを実施する際の担い手であるファシリテーター（学習の進行・促進役）を努められる方の中には、経験があまりなかったり、あるいは初めてという方も少なからずおられます。そうした場合、ファシリテーターになった方は、なんとか参加者に人権問題を学んでもらおうとがんばりますが、その過程では、たくさんのおまどいや不安、疑問などが生まれているのではないのでしょうか。

この入門ガイドでは、これまで作成してきた人権学習シリーズから2つの教材を選び、その進め方の解説やポイントとなるところ、さらに予測されるアクシデントに対するアドバイスを盛り込み、経験の少ないファシリテーターがよりスムーズに学習・研修を進めるためのきめ細かな解説書となるよう作成に留意しました。ぜひ人権学習・人権研修を進められる際にご活用ください。

● 内容

- 参加体験型学習（ワークショップ）を進めるために
参加体験型学習（ワークショップ）を始める前に
学習プログラムの解説
多様な見方・考え方
（人権学習シリーズvol.4『ちがいのとびら—多様性と受容—』）
「対立」に向き合う姿勢づくり
（人権学習シリーズvol.5『ぶつかる力 ひきあう力—対立と解決—』）
人権学習シリーズと「人権学習のプログラムづくり」の活用

● 体裁

A4版 55ページ

この教材は、大阪府人権ホームページからダウンロードできます。http://www.pref.osaka.jp/jinken/

*冊子が必要な方は下記あてにご連絡ください（ただし、部数に限りがあります）。

冊子は無料ですが、送料をご負担ください。

申込先 大阪府人権室 TEL.06-6944-6189 FAX.06-6944-6616
財団法人大阪府人権協会 TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985



お知らせ

憲法週間市民のつどい

- 日 時/2009年5月8日(金)午後1時30分～3時30分
- 内 容/辺 真一さんの講演
- 場 所/貝塚市市民福祉センター
- 定 員/250名
- 入場料/無料
- その他/手話通訳あり
- 問合せ/貝塚市人権政策課
TEL:072-433-7160 FAX:072-433-7511

「心の豊かさ求めて」

- 日 時/2009年6月6日(土)午後1時30分～4時00分
- 内 容/第1部 軽音楽
第2部 講演 『アイヌ文化をとおして』(仮題)
講師 アシリレラ氏(日本名:山道 康子)
- 場 所/高槻市生涯学習センター多目的ホール
- 定 員/300名
- 入場料/無料
- その他/手話通訳あり
- 問合せ/高槻市人権まちづくり協会
TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877